

熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について

熊本県で発生した地震において被災された被保険者及びご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

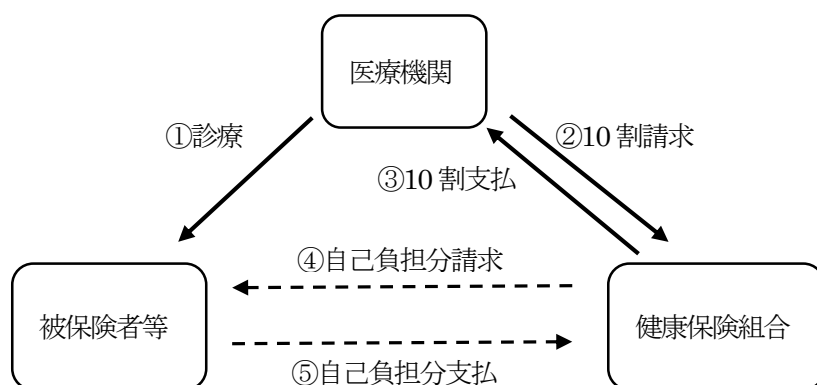
平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村※に住所を有する（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）被保険者及び被扶養者が保険医療機関等に次のいずれかの申し立てを行うことにより、窓口等で支払う一部負担金等の支払いが猶予されるため、一部負担金等を支払うことなく受診することができます。

- (1) 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした旨
- (2) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った旨
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である場合

※ 平成28年4月21日現在 熊本県内の全市町村が適用されております。

- ・ 猶予された一部負担金等は当健康保険組合が保険医療機関等へ支払い、後日被保険者へ請求いたします。
- ・ 猶予期間は平成28年7月末までの予定です。
- ・ 一部負担金等の範囲
 - ① 一部負担金、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額または生活療養標準負担額に相当するものは除く）
 - ② 保険外併用療養に係る自己負担額（食事療養標準負担額または生活療養標準負担額に相当するものは除く）
 - ③ 訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 後日、当健康保険組合へ所定の申請書、罹災証明書等の提出などの手続きが必要となります。（詳細等については改めてお知らせします。）

《医療費の窓口負担の猶予に係るイメージ》



※ 熊本地震による被災者が保険医療機関等に被保険者証等を提示できない場合

「氏名・生年月日・連絡先（電話番号等）・事業所名」を申し立てることにより受診できます。なお、保険者名を聞かれた場合は、「近畿電子産業健康保険組合」とお伝えください。